

# 診療記録の開示を申し込まれる方へ

診療記録の開示を申請される方は、この用紙をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、1階医事課窓口にて手続きを行ってください。申請日から概ね2週間のお時間をいただき、申請の結果を御連絡いたします。なお、当院所定の費用が発生しますので、予め御了承ください。

## 1. 開示申請が出来る方

原則として患者様ご本人に限りますが、下記の場合は第三者が開示を申請できます。

- ①患者様ご本人から文書（委任状）にて開示に関する委任を受けた方。
- ②患者様ご本人が未成年の場合、法定代理人（親権者、未成年後見人）。
- ③患者様ご本人の判断能力が欠如している場合、配偶者、実質的に患者様をお世話している親族や縁故者、及びこれに準ずる方。
- ④患者様ご本人が死亡された場合、法定相続人。

## 2. 開示申請者の本人確認書類

診療記録開示は個人情報保護や診療上の問題に係る取り扱いですので、申請者の身分確認を厳格に行っております。そのため、開示申請時と実施時には下記の身分証明を確認させていただきますので、必ずご持参ください。

下記をお持ちの方は、いずれか1点。

- ・運転免許証      ・パスポート      ・船員手帳      ・身体障害者手帳
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付分）
- ・顔写真付の身分証明書（官公庁、その他公益団体の発行したもの）

上記をお持ちでない方は、下記いずれか2点。

- ・健康保険証    ・学生証    ・厚生年金保険年金証書（手帳）    ・生活保護受給者証
- ・開示申請書に捺印した印の印鑑登録証明書

開示申請者をご本人以外の場合は、請求者ご本人の身分確認（上記資料）に加え、下記書類が別途必要になります。

- ・患者様ご本人から開示に関する委任を受けた方： 委任状の原本。
- ・親権者、配偶者など親族の場合： 戸籍謄本（抄本）または住民票。
- ・（未）成年後見人の場合： 登記事項証明書。
- ・上記以外の場合： 代理人関係を確認し得る書類。

申請書の記載に漏れや間違いが認められた場合や、申請資格のない第三者の申請であった場合、または申請者ご本人と確認できない方に対しては開示ができません。また、全てのご希望にはお応え出来ないことがありますので、ご了承ください。

## 3. 開示方法と費用（税込）

- ①閲覧      基本料金：5,500円/件（1時間）
- ②複写交付      基本料金：2,200円/件、用紙20円/枚、CD-ROM 550円/枚

※ 開示資料の受領は、申請結果のご連絡から3か月以内を目途に、手続きをお願いいたします。